

税率が変わります

国民健康保険の健全・安定化に向けて

国民健康保険制度は、病气やケガなどをしたときに安心して治療を受けることができ、社会保険などに加入している人や生活保護を受給している人以外は、全て加入対象者となります。

税率は、国保事業の健全で安定した運営や、保険事業の充実に向けて毎年見直されています。今回の改正では、国民健康保険税に含まれる、「医療給付費分（国保の全ての加入者に課税される分）」・「後期高齢者支援金等分（後期高齢者医療制度の医療費に充てる分）」・「介護納付金分（介護費用に充てる分）」について【表1】のとおり改正されました。

【表1】国民健康保険税率改正表

区分	医療分		支援金分		介護分	
	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
所得割額 (前年分所得 - 33万円) × 税率	8.00%	8.32%	2.00%	2.99%	2.04%	2.04%
資産割額 本年度固定資産税額(償却資産分を除く) × 税率	8.00%	9.00%	2.30%	3.30%	5.70%	5.70%
均等割額 被保険者一人につき	19,500円	24,000円	5,400円	8,400円	7,500円	8,300円
平等割額 一世帯につき	20,000円	24,500円	5,600円	8,600円	6,400円	7,200円
各限度額	510,000円	510,000円	140,000円	140,000円	120,000円	120,000円
限度額合計	770,000円					

医療給付費分(医療分)・・・国保加入者全員が対象
 後期高齢者支援金等分(支援金分)・・・国保加入者全員が対象
 介護納付金分(介護分)・・・40歳以上65歳未満の人が対象

国民健康保険税の減免・軽減について

①失業、病气などにより納付が困難な場合は、国民健康保険税減免取扱要綱の規定に基づき、国民健康保険税の全部または一部減免される場合があります。

②就職していた企業の倒産や解雇、雇止めなどにより離職された人(非自発的失業者)に対し、平成22年4月から在職中に負担されていた医療保険と同程度の負担で国民健康保険に加入できる軽減制度ができました。

この軽減制度では、雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者の国民健康保険税を翌年度末まで、前年の給与と所得を100分の30とみなして税額を算定します。

③前年の所得が一定基準以下の世帯は、国民健康保険税の均等割額と平等割額を所得に応じて7割、5割、2割それぞれ軽減する制度があり、世帯ごとに軽減判定をし税額が算定されます(申請は不要です)。

①、②の減免・軽減については申請に当たり、離職証明書や退職時までの源泉徴収票、雇用保険受給資格者証など

④今年度の収入見込みが分かる資料、印鑑(認印)などの各種資料が必要となります。申請の際は事前に税務課国民健康保険係または各総合支所市民課にご相談ください。

原発事故による災害減免期間を延長

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料について、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害減免の期間を、平成26年3月31日までに納期限が到来するものの全額について延長します。国による避難指示などの対象地域(※)から登米市へ転入された被保険者は、各総合支所市民課または税務課で申請してください(昨年度、減免された人は申請不要)。

なお、減免申請には、転入前の市町村で発行する被災証明書が必要となります。

(※)警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点(ホットスポット)で解除・再編された地域を含む

【問い合わせ】総務部税務課(国民健康保険係)
 ☎0220(22)2163
 各総合支所市民課

もしもの地震への備えに

「耐震診断・耐震改修助成事業」をご利用ください

東日本大震災は大きな被害をもたらしましたが、地震被害を最小限に抑えるには、日頃からの備えが大切です。市では、地震災害に備えて住宅の耐震診断や耐震補強工事などに対する助成事業を行っておりますので、ぜひご検討をお願いします。

■市が助成する耐震助成事業

区分	耐震診断	耐震改修工事	ブロック塀などの撤去	生垣などの設置
事業の内容	専門家による木造住宅の耐震度合いについて、その費用の一部を助成します	壁や基礎の補強、腐食部分の改良などを行うことによって、地震に対する安全性を高める工事に対し、費用の一部を助成します	倒壊の恐れがある危険なブロック塀などを取り壊す場合、その費用の一部を助成します	危険なブロック塀などの撤去に伴う新たな塀の設置工事に対し、その費用の一部を助成します
補助対象	①昭和56年5月31日以前に着工した住宅 ②戸建ての木造住宅 ③過去に市の耐震診断を受けていない住宅	①耐震診断、または今後受ける耐震診断の結果、倒壊の恐れがあると診断された住宅が改修工事を行うことによって、地震に耐えられるように補強工事を行う場合	①スクールゾーン内の通学路などの路面から高さが1m以上(擁壁の場合は60cm以上) ②調査により、危険と判定されたブロック塀 ③一部撤去の場合は、道路からの高さを50cm以下に改修する場合	①危険ブロック塀などの撤去跡地への軽量の塀の設置工事 ②高さ1m以上の苗木を50cm以下の間隔で設置 ③高さ60cm以上のフェンスや板塀の設置
補助額	136,000円(個人負担額8,000円～38,000円)	リフォームを一緒に行う場合 上限=550,000円 改修工事のみ 上限=450,000円	補助金額=4,000円/m ² 上限=150,000円	補助率=1/3 上限=100,000円
申込方法	建設部住宅都市整備課(中田庁舎内)または、各総合支所市民課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入の上申し込みください。			
問い合わせ	建設部住宅都市整備課(建築係) ☎0220(34)2316			

※建物の規模などの状況によって、耐震改修費用や個人負担額に違いが出ることがあります。

熱中症対策は十分ですか

熱中症にご注意

熱中症は、暑い中で、周りの温度に体が対応することができず、体温の調節機能が、体内の水分や塩分のバランスが崩れて起こる障害の総称です。症状が進むと意識がもうろうとして、最悪の場合、死に至る可能性があります。

特に、体温調節機能が低下している高齢者や十分に発達していない幼い子どもは、成人よりもリスクが高く、直射日光の当たらない室内でも熱中症になる危険性が高いので注意が必要です。

熱中症は予防が大切

熱中症は適切な予防法を知っていれば防ぐことができます。

- ①暑さを避けましょう
- ②日かげに入る
- ③すだれ・カーテンで直射日光を防ぎ、風通しを良くする(室内にいるときも注意が必要です)
- ④服装を工夫しましょう

こんな症状に注意

- ▼めまい・立ちくらみがある
- ▼筋肉のこむら返りがある
- ▼汗をふいてもふいても出る
- ▼頭ががんとする
- ▼吐き気がする・吐く
- ▼体がだるく力が入らない

熱中症?と思ったら

- ①日かげなど、涼しいところに避難しましょう
- ②水分・塩分をとりましょう
- ③水や氷で体を冷やしましょう(首・脇の下・足の付け根など)
- ④「自力で水が飲めない」「意識がぼんやり」「反応が鈍い」などの時にはすぐに救急車を要請しましょう

【問い合わせ】市民生活健康推進課
 ☎0220(58)2116